あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２６年１１月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

こんにちは、司法書士の藤井です。日頃会えない皆さんお元気ですか。今年は夏が天候不順というか、異常気象で、とても雨が多かったですね。そのせいか秋の清々しい晴れ間も９月や１０月では少なく、１１月に期待したいですね。今年の秋は本当に短いのでしょうか・・・夏があれだけ暑く、そして残暑も長く厳しかったので、冬がもうそこに来ている気がします。気温の変化が大きいようなので、体調を崩されない様に気をつけて、短いかもしれない晩秋を満喫して下さい。

年の瀬に向けて、段々忙しくなりますが、だからこそ今年一年を振り返るためにも、ちょっとでも自分の死後の様子を考えてみるのもいいかと思います。若いからとか考えずに、今の自分の状況から死後のことを考えてみる時間を持つと、忙しい中に落ち着く時間が生まれるかもしれませんね。

奥さん想いの方の相続について・・・

今回のご相談者は、上川茂雄さん（６５歳・仮名）です。子供がいないので、自分が死んだあとは奥さんに安心して過ごしてもらうにはどうしたらいいかとの相談でした。どうもご自身の兄弟仲が悪いとのことで、奥さんもご主人が亡くなった後は、ご主人の兄弟との交渉ごとはしたくないと言われて、どのようにしたらいいかと悩んでいらっしゃいました。まずは、どのような財産があるのかお聞きしたところ、自宅であるマンションと預貯金が少々とのことでした。

一般的に子供さんがいない場合は、兄弟相続が発生しますので、法定相続では、配偶者４分の３・兄弟姉妹が４分の１となります。遺産分割協議を行う場合は、この４分の１について、配偶者である奥さんにするための話し合いと書面を交わさないといけません。兄弟仲が良い場合は、問題ないのですが、悪かったらとても大変です。兄弟の数が多い場合も、全員が一致して同意しないといけないので、一人でも協力しない或いは出来ない人がいると成立しません。

上川さんの相談を受けて、私が提案したのは、公正証書による遺言書です。兄弟相続の場合は、兄弟姉妹には遺留分がありませんので、配偶者である奥さんに全財産を相続させるとすれば、何の問題もなく相続できるのです。ただ、気をつけなければならないのが、先に配偶者が亡くなった場合は無効な遺言書になることです。そのことを説明して、万が一先に奥さんが亡くなった場合も考えましょうとお話ししたところ、上川さんは「そんなことは考えなくていい。女房にさえちゃんと遺産が渡ればいいのであって、先に死んだ時は兄弟が勝手にすればいいんだ。」と言われ、奥さんが先に亡くなった時のことは、遺言書には盛り込まないこととなりました。

数日後、近くの公証役場にて、私の立会のもと公正証書による遺言書は完成しました。上川さんは大変喜んでおられましたが、私から一言、「遺言書はいつでも変更が可能である」旨を伝えて帰ってもらいました。

確かに、上川さんご本人の現状での気持ちは、奥さんへの相続が確実になれば良かったのかもしれません。奥さんが死んだ後のことは考えていなかったのか、或いは考えたくなかったのかは分かりません。ただ、本人は喜んでおられたので、今現在の対処としては十分であったと思います。どうしても法律的に完全なものにしようとするあまり、ある意味出過ぎた提案をしてしまったことを、ちょっぴり反省しています。

ここでちょっと豆知識

遺言書がなかったらどうなる？

遺言書がない場合には、相続財産は法定相続人によって分割協議されることになります。

したがって、法定相続人以外の者が相続財産を取得するケースは原則としてないため、法定相続人以外の者に財産を残したい場合には、遺言が必要です。

簡単にいえば、遺言書がなければ、自分の想いとは全く関係なく「法」で決められた範囲内で処理されることになります。